

利用会員登録指針

(平成 24 年 4 月 6 日施行)

特定非営利活動法人 かみのやま福祉運送サービス

1 目的

福祉有償運送の利用登録者について道路運送法施行規則第 49 条第 3 号（以下「規則」という。）に基づき利用会員の範囲の適正化を図ることを目的とする。

2 登録の範囲

規則に定める他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって次に掲げる者。

- イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

3 登録基準（目安）

本法人は、適正化の推進及び登録業務の平準化を図るため登録の可否の目安を定める。

(1) 身体等障害者のうち登録できる者

登録可 ×登録不可

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
視覚障害				×	×	×	-
聴覚障害	-			×	-		-
平衡機能障害	-	-		-	×	-	-
音声・言語機能障害	-	-		×	-	-	-
肢体不自由（上肢）				×	×	×	×
肢体不自由（下肢）					×	×	×
肢体不自由（体幹）				-		-	-
心臓機能障害		-		×	-	-	-
腎臓機能障害		-		×	-	-	-
呼吸機能障害		-		×	-	-	-
その他内部機能障害		-		×	-	-	-

(2) 要支援認定者のうち登録できる者

区 分	要支援 1	要支援 2
要支援認定者	×	

(3) 要介護認定者のうち登録できる者

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
要介護認定者					

(4) 知的障害者のうち登録できる者

区 分	療育手帳 A	療育手帳 B
療育手帳所持者		

(5) 精神障害者のうち登録できる者

区 分	1 級	2 級	3 級
精神障害者保健福祉手帳所持者		(×)	×
障害基礎年金受給者		(×)	×

但し、2 級の手帳所持者又は年金受給者のうち、在宅の方でデイケアサービスや障害者施設への通所等の福祉サービスを利用していない方は登録できない。

(6) 複合的な認定者

要支援 1 に認定者された方のうち、身体障害又は精神障害との複合的な認定者は拡大し登録できる。

要支援 1 の方のうち 拡大登録可 元々登録可 × 登録不可 - 区分なし

区 分	4 級	5 級	6 級	7 級
視覚障害		×	×	-
聴覚障害		-		-
平衡機能障害	-	×	-	-
音声・言語機能障害		-	-	-
肢体不自由（上肢）		×	×	×
肢体不自由（下肢）				×
肢体不自由（体幹）	-		-	-
心臓機能障害		-	-	-
腎臓機能障害		-	-	-
呼吸機能障害		-	-	-
その他内部機能障害		-	-	-
精神障害者	1 級	2 級	3 級	
精神障害者手帳所持 （在宅サービス不利用者）			×	
障害基礎年金受給者 （在宅サービス不利用者）			×	

(7) 病気加療中の有期登録

要支援 1 認定者又は身体等障害者で登録できない方で、疾病等によって乗降介助が必要な方は 6 カ月を限度に有期の登録を行うことができる。疾病が完治せずその後も介助が必要な方はさらに 6 カ月を限度に延長することができる。以下同様に再延長することができる。

(8) 支援事業所やケアマネージャー等との連携による登録

上記（1）から（7）までに該当しない場合にあつて、福祉事務所、社会福祉協議会及び介護支援事業所との連携によって乗降介助等が必要と認められる場合は期限を定め登録することができる。

(9) 判定委員会の判定に基づく登録

法人に判定委員会を設け、（1）から（8）までに該当しない方のうち、判定委員会で必要と認められる方を登録することができる。

(附則)

この指針は平成 24 年 4 月 6 日から施行する。ただし、従前に登録した方にはこの指針は適用しない。